

第 1 回 むつ市地域公共交通活性化協議会 議事概要

開催日時	平成 2 5 年 7 月 2 9 日 (月) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0				
開催場所	むつ市役所 大会議室 1				
出席委員	9 名	欠席委員	6 名	傍 聴 人	0 名
議事次第	1 開会 2 協議案件 (1)平成 2 5 年 9 月 1 日以降の「川内～湯野川線」の運行について (2)その他 3 閉会				
議事概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 開会 (事務局進行により開会)</p> <p>【会長あいさつ】 本日は、お忙しいなか、本年度第1回目のむつ市地域公共交通活性化協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。 総務政策部長の伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。 皆様ご承知のとおり当地域の人口減少はかなりのスピードで進んでおります。 合併当初のむつ市の人口は、平成17年の67000人余りから平成25年の62600人余りと4400人、率にして6.8%の減となっております。 この人口減少は、川内地区、脇野沢地区では更に顕著なものになっておりまして、川内地区では17.2%、脇野沢地区では24%の減少となっております。 このような社会的背景も影響して、公共交通の利用者も年々減少しており、交通事業者は厳しい経営を強いられている現状でございます。 一方では高齢化の進展により公共交通を如何にして維持していくか、ということが全国共通の大きな課題となっております、当市においても例外では無く、その対応に苦慮しているところであります。 本日の協議案件は、来る8月31日までの許可で実証運行しております、川内～湯野川線のその後の運行についてですが、皆様方の忌憚のないご意見を伺いたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> </div>				

2 協議案件

(1)平成25年9月1日以降の「川内～湯野川線」の運行について

【事務局】

「川内～湯野川線」につきましては、昨年もこの協議会において、路線変更をして運行することをご了承いただきましたが、その期限が今年の8月31日までとなっておりますので、その後9月1日以降の当該路線について、本日協議していただきたいと存じます。

具体的に申し上げますと、路線を変更して、現在の事業者でありますむつ車体工業さんが継続するということですが、初めに路線全体のイメージを掴んでいただきたいと思いますので、この部分について簡単に説明いたします。

【資料1】をご覧ください。

青い線が現在の経路で、赤い部分が9月からの延長部分です。

続いて【資料2】をご覧ください。

川内地区の市街地の路線図です。先ほどの「資料1」と同じく赤い線が延長部分となっており、「板子塚団地」「スパウッド」「熊ヶ平団地」の3つの新規バス停設置を考えております。

この路線の延長に、ダイヤ変更を加えたものが、本日、協議案件として提案いたします路線の変更案となりますので、まずは全体像としてご理解いただきたいと存じます。

それでは「川内～湯野川線」の詳細につきまして【資料3】に基づいてご説明いたします。

まず1番目の「路線の概要」につきましては、先ほどご説明したとおりですが、H23.10.1～H24.9.30（補助対象期間）の利用実績では2,460人、1日当たりでは9.9人の利用となっております。

次に2番目の「路線運行の経過」につきましては、資料記載のとおりですが、平成23年6月にそれまでこの路線を運行しておりました川内交通さんが事業停止したため、市の代行運行をはさんで、平成23年9月から現在の事業者であるむつ車体工業さんによって運行されております。

むつ車体工業さんによる運行は、道路運送法上、実証運行としての許可であり、その期限は1年間で、平成24年8月31日までとなっておりますので、昨年、この協議会で路線延長することを了承していただき、運行を継続し、現在に至っております。

次に3番目の「検討の経過」ですが、昨年6月に当協議会を開催し、平成24年9月からの当該路線について協議していただいております。

その内容に基づいて現在運行されておりますが、去る7月11日に、平

成25年9月からの運行について、川内地区分科会を開催して、路線変更をすることの了承が得られております。

説明の中で、道路運送法について触れましたが、路線バスを走らせるためには、道路運送法第4条の乗合バスの許可が必要とされています。

ただし、道路運送法第21条で、他に乗合バス事業者がいない場合等には、貸切バス事業者が期間等を限定して、許可を受けることができるとされております。これを実証運行と呼んでおりますが、現在、むつ車体工業さんはこの実証運行としての許可により運行しております。

次に、9月1日以降の当該路線についてですが、むつ車体工業さんでは、引き続き路線を運行する方向で考えていただいております。

事業継続の場合、既に2回の実証運行をしていることから、道路運送法第4条に基づく本格免許による運行というのが通常の流れですが、むつ車体工業さんでは、これまでの利用状況から考えて、このまま本格免許を申請することには慎重にならざるを得ないとの考えです。

そのため、再度、路線の変更をして、道路運送法第21条に基づく実証運行をしながら、利用者の増加を図りたいとのことであります。

それでは路線の変更内容について、冒頭でも触れましたが、ご説明いたします。

【資料4、5、6】になりますが【資料4】からの説明となります。

変更の期日については、平成25年9月1日からとなります。ただし、当該路線は土日祝日運休のため、実際に変更後の内容で運行されるのは、9月2日（月）からとなります。

次に経路の変更についてですが、現在、起点を市営住宅楯木団地としておりますが、これを市営住宅板子塚団地とします。これによって約1km経路が延びるため、市営住宅熊ヶ平団地前と、スパウツ温泉前にもバス停を設置したいと考えています。

次にダイヤの変更についてですが、大幅な見直しにより、JRバスとの接続改善を図ります。

（【資料6】ダイヤ変更案を見ながら説明）

◇次のJRバスの便と接続される。

- ・上り【7：08】【13：13】【17：03】
- ・下り【11：37】【14：37】

◇その他

- ・現行の朝の1便は、楯木団地を出発して湯野川に向かっている。

変更後は、湯野川を出発して街中に向かうこととなる。
⇒【川内診療所着 6 : 5 0】となり、通院での利便性が向上する。

・下り【板子塚団地発 1 1 : 3 3】が設定される。
⇒【川内診療所発 1 1 : 4 4】となり、通院の帰りに利用可能となる。

・これまでの最終便は、上り【湯野川発 1 7 : 5 5】であった。
変更後は、下り【板子塚団地発 1 6 : 5 7】が最終便となる。

次に運賃についてですが、【資料7】のとおりとなります。

起点を板子塚団地に変更することは申し上げましたが、距離制運賃適用の関係で、「中道」から「マエダ前」と「楯木団地」の料金が一部変更されるほかは、従来どおりとなっております。

路線変更の内容については以上でございますが、川内地区からの意見等として、いわゆる乗合バスとして継続して欲しいとの意見が昨年から出されております。

去る7月11日に開催しました川内地区分科会では、本日提案いたしました変更案について、特にダイヤ変更によって大変利便性が図られるという意見もいただき、了承を得られております。

本日の協議案件であります。9月1日以降の路線運行については、ただ今ご説明しました内容で運行していくことを提案させていただきます。

なお、路線変更の内容説明の前にも少し触れましたが、本日、提案の内容をご承認いただき、運輸局の許可が得られた場合でも、実証運行としての許可であるため、平成26年8月31日までとなります。

むつ車体工業さんでは「収益性の高い路線ではないものの、地域の足としての公共交通の維持に協力したい」という意向もあり、このような判断をいただいているところです。

しかしながら、地域住民の皆様のご利用がなければ維持していくことが難しい路線ですので、引き続き地域の皆様と一緒に、路線のあり方を検討していく必要があるということを申し添えます。

【議長（会長）】

ただ今の説明を整理しますと、「川内～湯野川線」について、運行の許可期限が今年の8月31日までですので、その後の当該路線をどうしていくかということですが、地元の川内地区で分科会を開催してまいりまして「路線を維持していく」方向で意見はまとまっています。

その中で、路線を維持していくために、路線変更とダイヤ変更をして、再度実証運行をしたいということです。

そして、路線変更は、現在「市営住宅楯木団地」までとなっている路線を「市営住宅板子塚団地」まで延長して「市営住宅熊ヶ平団地」と「スパウッド」にもバス停を設置して、利用者の増加を図っていきたいということです。

ダイヤ変更については、JRバスとの接続を図って見直しされるということです。

以上が事務局からの説明ですが、事業者でありますむつ車体工業さんから何かございませんでしょうか。

【事業者・むつ車体工業】

本来であれば、9月から4条に基づく乗合バス事業として申請させていただき、本格的に運行すべきですが、昨年度からの利用実績では、当社としてもどうしても慎重にならざるを得ず、しかし、7月の川内地区の分科会で地域の皆様のご意見を伺い「ダイヤと路線を変更してもう一年実証運行をしてもらえませんか」ということで、当社としても再度21条で申請して運行させていただきたく皆様に協議していただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

【議長】

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】

下りの最終便の後、バスはカラで戻るのか？

【事業者】

新しいダイヤでは、朝一番の湯野川に向かう便と、湯野川から帰りの便を回送とすることで利便性を高めたいと考えています。

今年度までは、人員配置の関係で川内始発、川内到着という形をとってきたことで、ダイヤが利用しづらいものとなっており、利便性を高めるために回送を取り入れることとしました。

【委員】

3回目の実証運行の後については、その実績を見て本格運行を考えていくということか。

【事業者】

ダイヤと路線を変更して1年間やってみるということですが、夏季と冬季で利用人数が違うので、冬季間の利用人数を見て、来年春先当たりまでにある程度の利用人数を把握して結果を出したいと思います。

【委員】

乗合のための許可申請はこれからということか？

【事業者】

本来であれば、今年4条の申請をすべきところですが、もう一年だけ実証運行させていただくということで、来年以降について、今現在の答えは出せない状況です。

【議長】

本格運行の場合、申請から許可までどのくらいの期間が必要なのか？

【事業者】

最低でも3ヶ月は必要となります。

来年9月からということであれば、5月には申請を考える必要があることから、3月・4月には答えを出さなければならないと考えます。

【議長】

現在の利用者数は、1日当たり9.9人ということですが、本格運行に向けて会社としての目標数値は？

【事業者】

数値的なものは出していませんが、この路線は利用者がある程度固定化されているので、ダイヤと路線を変更することで、利用者がどのように変わっていくかというところを見ながら検討していくことを考えています。

【議長】

仮にこの路線の運行を止めるという場合に、この協議会でも、その後の路線をどうしていくか考えていかなければならないと思いますが、来年4月5月になってからでの検討では遅いと考えられます。事務局もその時期を待つのでは無く、利用動向を見ながら考えていく必要があるのではよろしくをお願いします。

それでは、本日の協議案件については、事務局提案のとおり、実証運行をするということで意見集約が図られたとしてよろしいでしょうか。

【委員】

異議無し

(2)その他

【議長】

今日は、青森運輸支局から畠山専門官がいらっしゃっていますが、最近のトピックスがありましたら、お話いただきたいと思います。

【青森運輸支局】

本日は、首席の丹藤の代わりに出席させていただいております。

現在国交省で話題になっていることでは、福祉有償運送を希望する市町村に事務を委託することが検討されています。(具体的なスケジュール等は示されていない。また、運転代行業務についても市町村にということが検討されている。)

補足ですが、本日、川内～湯野川線については、道路運送法21条に基づく許可により、貸切バス事業者が実証運行をすることで結論を得ております。

本来であれば乗合バス事業のためには、4条に基づく申請が必要になります。

ただし、諸事情により21条許可により運行されてきたわけですが、実証運行が3回目ということであり、法21条で定められた緊急性や実験性といった意味合いが薄れてくるものと思われます。

今回、上局と相談して21条許可で対応するという結論は出ていますが、今後、路線延長で実証運行を続けるということは、難しいものと支局では考えています。

【委員】

福祉有償運送については、本協議会の了承を得なければならないと理解している。

以前から、病院で白ナンバーの車を使用して有償行為をしている事業者が見受けられるが、協議会との関係はどのようになっているのか。

【議長】

後ほど確認して連絡いたします。

3 閉会